

○佐賀県警察情報セキュリティに関する訓令

平成17年3月24日

本部訓令第7号

改正 平成29年11月22日警察本部訓令第20号

(目的)

第1条 この訓令は、警察情報システム及び管理対象情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって佐賀県警察（以下「県警察」という。）における情報セキュリティを維持することを目的とする。

本条…全部改正 [平成18.10本部訓令20]、一部改正 [平成29.11本部訓令20]

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁及び県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報（県警察職員（以下「職員」という。）が職務上取り扱うもの）

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20、29.11本部訓令20]

(情報セキュリティ管理者)

第3条 警察本部に、情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項を統括する。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20、29.11本部訓令20]

(情報セキュリティに関する事項)

第4条 情報セキュリティ管理者は、関係所属の意見を聞き、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理対象情報の分類及び対策の基準
- (2) 警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止計画
- (3) その他警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する事項で情報セキュリティ管理者が重要と認めるもの

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20、29.11本部訓令20]

(管理対象情報の分類及び管理)

第5条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

見出し…改正・本条…一部改正 [平成29.11本部訓令20]

(職員の責務)

第6条 職員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20、29.11本部訓令20]

(監査等)

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づいて情報セキュリティに係る対策の評価を行わなければならない。

本条…一部改正 [平成18.10本部訓令20、29.11本部訓令20]

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月2日本部訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年本部訓令第20号)

この訓令は、平成30年1月1日から施行する。